

飯野海運グループ サプライヤー行動規範

飯野海運グループは、当社の企業理念に基づいた調達に関する方針として定めた「飯野海運グループ調達方針」に基づき、飯野海運グループ サプライヤー行動規範を策定いたしました。

当社グループのサプライヤーであるお取引先の皆様には、以下の各項目の遵守をお願いいたします。また、本行動規範の遵守状況の確認へのご協力もお願いいたします。

1. 適用範囲

本行動規範は、飯野海運およびその子会社のすべてのお取引先の皆者を対象として適用します。

2. 法令遵守

事業活動を行う国・地域で適用される法令および取引慣行として一般に要求される社会規範（以下、「法令等」という。）に従う。

3. 反社会的勢力の排除

反社会的勢力（暴力団・犯罪組織およびこれらに準ずる者など）を排除し、一切関係を持たない。

4. 人権尊重

自社の事業活動において、あらゆるステークホルダーに対して人権侵害が発生していないか適切なデューデリジェンスの実施を通して、人権リスク状況を把握し、適切に対応する。

5. 差別の禁止

事業活動において、国籍、人種、宗教、年齢、性別、障がいの有無、性的指向等その他不当な理由による差別を禁止する。

6. ハラスメントの禁止

職場において、身体的・精神的な暴力・虐待・強制、各種ハラスメント、誹謗中傷や周囲の職場環境に悪影響を及ぼす行為を禁止する。各国・地域の法令等および就業規則に違反する従業員に対しては、就業規則等に定めた懲戒手続きや方針・方法に基づき解決する。

7. 児童労働・強制労働の禁止

15 歳、義務教育を修了する年齢、各国・地域の最低雇用年齢のうち最も高い年齢未満の者を労働に従事させない。従業員個人の自由な意思に反して労働をさせない。例えば、拘束労働、強制労働、奴隷労働、又は人身取引を通じた労働をさせない。従業員に対し、労働とは無関係に従業員を心理的又は法的に拘束すること等を目的として、個人的な財物、情報等の提供を要求しない。また、従業員の移動の自由は、これを制限しない。

8. 結社の自由と団体交渉権

従業員が団体を結成し、また団体で交渉することを認め、かつこれを尊重する。

9. 賃金の支払い

各国・地域の法令等に基づいて従業員と労働契約を締結し、賃金、時間外労働報酬および諸手当を適時支払う。懲罰を目的とした金銭の控除は行わない。

10. ワークライフバランスの確保

各国・地域の法令等に定められた労働時間を遵守し、長時間労働等の発生を予防する。

11. 労働安全衛生の徹底

すべての従業員を個人として尊重し良好な職場環境の維持・向上に努め、従業員が安全に労務を提供できるような環境を提供する。建物・船舶その他の構造物について防災対策がとられていること、機械・その他の設備について安全対策がとられていること、および労働環境が衛生な状態にあることを保障する。従業員に対して居住場所を提供する場合は、当該場所についても同様の安全性を保障する。

12. 環境関連法令の遵守

環境に関連するすべての法令等を遵守し、環境マネジメントシステムを構築・運用する。

13. 環境負荷物質の排出の削減

環境負荷物質の安全な管理を行うとともに、その使用および排出を削減し、環境汚染の予防に努める。

14. 資源の有効活用

資源・エネルギー、水の使用量の削減、ならびに、廃棄物の削減や再利用等、資源の有効活用に積極的に取り組む。

15. 温室効果ガスの排出量削減

事業活動を通じた温室効果ガス排出削減に取り組む。

16. 生物多様性への配慮

環境保全と自然との調和を図るため、生物多様性および生態系に対する自社事業の影響を把握し、継続的な改善に努める。

17. 内部通報制度

通報者の機密性・匿名性を担保し、不正行為を予防、早期発見できる体制を整備する。従業員が行った自社内部で行われている不正の告発に対しては、報復をしてはならず、当該不正に対して真摯に解決に取り組む。

18. 汚職・腐敗行為の禁止

贈収賄、ファシリテーション・ペイメント、違法な政治献金、マネーロンダリング、インサイダー取引、利益相反取引、その他不適切な利益の供与・受領、横領など、あらゆる形態の汚職・腐敗行為を行わない。

19. 公正な競争

公正かつ自由な競争を尊重し、各国・地域の関連法令等を遵守する。あらゆる取引先に対して優越的地位を濫用しない。

20. 他者の財産権の尊重

法令等に基づき、知的財産の適切な管理・活用に努め、第三者の（または帰属する）知的財産権を尊重し、不正な使用により第三者の権利を侵害しない。

21. 品質の確保

提供するサービスの安全性を確保するとともに、当社グループが求める高品質なサービスの提供に努める。

22. 重要情報の適切な管理

各国・地域の法令等を遵守し、個人情報や機密情報を正当かつ適切な手段での入手を徹底するとともに、厳格かつ厳正に管理し、外部への漏えいを防止する。上記については、再委託先等においても同様の要請を行う。

23. ステークホルダーとの関わり

各国・地域の文化・慣習等を尊重し、社会課題の解決に資する事業活動や社会貢献活動（環境保護、慈善事業 など）を通じて、地域社会の発展への貢献に努める。社内外に対し、情報を適時・適切に開示し、アカウンタビリティを確保する。

本方針は、2023年5月25日に取締役会において承認されました。

2023年5月25日
飯野海運株式会社